

府中市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 月 21 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第2号

府中市市税条例施行規則の一部を改正する規則

府中市市税条例施行規則（昭和38年3月府中市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
	<u>(督促状)</u>
<u>第13条 削除</u> (市税に係る減免申請書の様式)	<u>第13条 法第329条、第371条、第463条の25又は第611条の規定による督促状の様式は、別記様式第14号による。</u> (市税に係る減免申請書の様式)
<u>第16条 省略</u> (1)～(2) 省略 【削除】	<u>第16条 省略</u> (1)～(2) 省略 <u>(3) 条例第81条第2項又は第82条第3項の規定による軽自動車税（種別割）減免申請書 別記様式第17号の3</u>

(3)～(4) 省 略

2 市長は、市税減免申請に対する処分を決定したときは、減免決定通知書又は別記様式第18号の市税減免不許可決定通知書により、当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

3 省 略

(市民税に係る文書の様式)

第17条 省 略

(1) 条例第37条の2第2項の規定による市民税・都民税申告書 法規則第5号の4様式

【削 除】

(2) 省 略

(固定資産税に係る文書の様式)

第18条 省 略

(1)～(2) 省 略

【削 除】

(3) 省 略

(4)～(5) 省 略

2 市長は、市税減免申請に対する処分を決定したときは、別記様式第18号の市税減免決定通知書により、当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

3 省 略

(市民税に係る文書の様式)

第17条 省 略

(1) 条例第37条の2第2項の規定による市民税・都民税申告書 別記様式第20号又は別記様式第20号の2

(2) 法第321条の11第4項の規定による法人市民税更正(決定)通知書 別記様式第25号

(3) 省 略

(固定資産税に係る文書の様式)

第18条 省 略

(1)～(2) 省 略

(3) 法第417条第1項の規定による固定資産価格等決定(修正)通知書 別記様式第31号の2(A)、別記様式第31号の2(B)

及び別記様式第31号の2(C)

(4) 省 略

(軽自動車税に係る文書の様式)

第28条 省 略

【削 除】

(1)～(3) 省 略

【削 除】

(納税通知書等の様式)

第33条 省 略

【削 除】

(1) 省 略

【削 除】

(軽自動車税に係る文書の様式)

第28条 省 略

(1) 条例第79条第3項の規定による軽自動車税（種別割）（原動機付自転車・小型特殊自動車）廃車申告受付書 別記様式第47号の2

(2)～(4) 省 略

(5) 条例第83条第3項の規定による

原動機付自転車 標識交付証明書 別記様式第51号
小型特殊自動車

(納税通知書等の様式)

第33条 省 略

(1) 条例第39条第1項の規定によつて徴収する市民税の納税通知書 別記様式第62号

(2) 条例第64条の2第1項及び第4項の規定によつて徴収する固定資産税・都市計画税の納税通知書 別記様式第63号

(3) 省 略

(4) 条例第77条の3本文の規定によつて徴収する軽自動車（種別割）の納税通知書 別記様式第65号

【削除】

(2) 省略

(課税台帳の様式)

第34条 省略

(1)～(2) 省略

【削除】

(3)～(6) 省略

第36条 削除

(担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収の通知)

第38条 省略

【削除】

(徴収猶予等の通知)

第43条 法第15条の2の2第1項及び第2項の規定による徴収猶

(5) 市税に係る納付金を納付する場合における納付書 別記様式第67号又は別記様式第67号の2

(6) 省略

(課税台帳の様式)

第34条 省略

(1)～(2) 省略

(3) 固定資産課税台帳 別記様式第71号

(4)～(7) 省略

(納期限変更の告知)

第36条 法第13条の2第3項の規定による納税者又は特別徴収義務者に対する納期限変更の告知は、別記様式第76号の納期限変更告知書による。

(担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収の通知)

第38条 省略

2 法第14条の16第5項の規定によつて交付要求をする場合は、別記様式第79号の交付要求書による。

(徴収猶予等の通知)

第43条 法第15条の2の2第1項及び第2項の規定による徴収猶

予及び徵収猶予の期間の延長の通知は、別記様式第86号及び別記様式第87号による。

(職権による換価の猶予等の通知)

第46条 法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定による換価の猶予及び換価の猶予の期間の延長の通知は、別記様式第90号の換価の猶予通知書及び別記様式第90号の2の換価の猶予延長通知書による。

(換価の猶予の申請手続等)

第46条の2 法第15条の6の2第1項の規定によって換価の猶予の申請をする者は、別記様式第91号の換価の猶予申請書に換価の猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第15条の6の2第2項の規定によって換価の猶予の期間の延長の申請をする者は、別記様式第91号の2の換価の猶予期間延長申請書に換価の猶予の期間の延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

(申請による換価の猶予の通知)

第46条の3 法第15条の6の2第3項において準用する法第15

予及び徵収猶予の期間の延長の通知は、別記様式第86号の徵収猶予決定通知書及び別記様式第87号の徵収猶予期間延長決定通知書による。

(職権による換価の猶予等の通知)

第46条 法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定による換価の猶予及び換価の猶予の期間の延長の通知は、別記様式第90号の換価猶予通知書及び別記様式第90号の2の換価猶予期間延長通知書による。

(換価の猶予の申請手続等)

第46条の2 法第15条の6の2第1項の規定によって換価の猶予の申請をする者は、別記様式第91号の換価猶予申請書に換価の猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第15条の6の2第2項の規定によって換価の猶予の期間の延長の申請をする者は、別記様式第91号の2の換価猶予期間延長申請書に換価の猶予の期間の延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

(申請による換価の猶予の通知)

第46条の3 法第15条の6の2第3項において準用する法第15

条の2の2第1項及び第2項の規定による換価の猶予及び換価の猶予の期間の延長の通知は、別記様式第91号の3及び別記様式第91号の4による。

(換価の猶予の取消しの通知)

第47条 法第15条の5の3第2項及び法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項の規定による滞納者に対する換価の猶予の取消しの通知は、別記様式第92号の換価の猶予取消通知書による。

(滞納処分の停止に係る通知等)

第48条 法第15条の7第2項の規定により滞納処分の執行を停止した場合における滞納者に対する通知は、別記様式第93号の滞納処分の停止通知書による。

2 法第15条の8第2項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消した場合における滞納者に対する通知は、別記様式第94号の1の滞納処分の停止取消通知書による。

(保全差押金額の通知等)

第53条 省 略

条の2の2第1項及び第2項の規定による換価の猶予及び換価の猶予の期間の延長の通知は、別記様式第91号の3の換価猶予決定通知書及び別記様式第91号の4の換価猶予期間延長決定通知書による。

(換価の猶予の取消しの通知)

第47条 法第15条の5の3第2項及び法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項の規定による滞納者に対する換価の猶予の取消しの通知は、別記様式第92号の換価猶予取消通知書による。

(滞納処分の停止に係る通知等)

第48条 法第15条の7第2項の規定により滞納処分の執行を停止した場合における滞納者に対する通知は、別記様式第93号の滞納処分停止通知書による。

2 法第15条の8第2項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消した場合における滞納者に対する通知は、別記様式第94号の1の滞納処分停止取消通知書による。

(保全差押金額の通知等)

第53条 省 略

2 法第16条の4第4項又は第5項の規定により差押えを解除した場合においては、前項に規定する者に対し差押解除通知書を発するものとする。

【削除】

(過誤納に係る徴収金の還付通知等)

第54条 法第17条又は第17条の2の規定により納税者又は特別徴収義務者の過誤納に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に対し還付充当通知書を発するものとする。

2 省略

3 納税者又は特別徴収義務者は、第1項若しくは前項の過誤納金還付通知書を受理した場合又は既納の徴収金のうち過誤納に係るものがあることを発見した場合において、当該過誤納に係る徴収金の還付を受けようとするときは、還付請求書を市長に提出しなければならない。

4 省略

2 法第16条の4第4項又は第5項の規定により差押えを解除した場合においては、前項に規定する者に対し別記様式第102号の保全差押解除通知書を発するものとする。

3 法第16条の4第9項の規定により市長が差押えに代えて交付要求をする場合における交付要求書は、別記様式第103号により、交付要求通知書は、別記様式第104号の1及び別記様式第104号の2による。

(過誤納に係る徴収金の還付通知等)

第54条 法第17条又は第17条の2の規定により納税者又は特別徴収義務者の過誤納に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に対し別記様式第105号の市税の払戻(振替)通知書を発するものとする。

2 省略

3 紳税者又は特別徴収義務者は、第1項若しくは前項の過誤納金還付通知書を受理した場合又は既納の徴収金のうち過誤納に係るものがあることを発見した場合において、当該過誤納に係る徴収金の還付を受けようとするときは、別記様式第109号の市税の払戻金請求書を市長に提出しなければならない。

4 省略

(延滞金の減免申請)

第58条 省 略

2 市長は、前項の延滞金減免申請に対する処分を決定したときは、
別記様式第115号により、当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

別記様式

省 略

第14号 削除

省 略

第17号の3 削除

省 略

第18号 市税減免不許可決定通知書

第16条

省 略

第20号 削除

省 略

第25号 削除

省 略

第31号の2 削除

省 略

第37号の2 評価調書(A)(B)

第21条

省 略

第47号 削除

(延滞金の減免申請)

第58条 省 略

2 市長は、前項の延滞金減免申請に対する処分を決定したときは、
別記様式第115号の延滞金減免決定通知書により、当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

別記様式

省 略

第14号 督促状(A)(B)(C)

第13条

省 略

第17号の3 軽自動車税(種別割)減免申請書

第16条

省 略

市税減免決定通知書(A)(B)(C)

第16条

省 略

市民税・都民税申告書

第17条

第20号の2 市民税・都民税申告書(特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告不要申出書)

第17条

省 略

法人市民税更正(決定)通知書

第17条

省 略

固定資産価格等決定(修正)通知書(A)・(B)・(C)

第18条

省 略

評価調書(A)(B)(C)

第21条

省 略

第47号の1 削除

省 略		<u>第47号の2</u>	<u>軽自動車税(種別割)(原動機付自転車・小型特殊自動車)廃車申告受付書</u>	<u>第28条</u>
<u>第51号</u>	<u>削除</u>	省 略		
省 略		<u>第51号</u>	<u>原動機付自転車 標識交付証明書</u>	<u>第28条</u>
<u>第62号</u>	<u>削除</u>	省 略		
<u>第63号</u>	<u>削除</u>	<u>第62号</u>	<u>市民税納税通知書(A)(B)</u>	<u>第33条</u>
省 略		<u>第63号</u>	<u>固定資産税・都市計画税納税通知書(A)(B)</u>	<u>第33条</u>
<u>第65号</u>	<u>削除</u>	省 略		
省 略		<u>第65号</u>	<u>軽自動車税(種別割)納税通知書</u>	<u>第33条</u>
<u>第67号</u>	<u>削除</u>	省 略		
省 略		<u>第67号</u>	<u>市税納付書</u>	<u>第33条</u>
<u>第71号</u>	<u>削除</u>	<u>第67号の2</u>	<u>市税納付書(軽自動車税用)</u>	<u>第33条</u>
省 略		省 略		
<u>第76号</u>	<u>削除</u>	<u>第71号</u>	<u>固定資産課税台帳(略)</u>	<u>第34条</u>
省 略		省 略		
<u>第79号</u>	<u>削除</u>	<u>第76号</u>	<u>納期限変更告知書</u>	<u>第36条</u>
省 略		省 略		
<u>第86号(A)</u>	<u>徵収猶予の許可通知書</u>	<u>第79号</u>	<u>地方税法第14条の16の規定による交付要求書</u>	<u>第38条</u>
<u>第86号(B)</u>	<u>徵収猶予の不許可通知書</u>	省 略		
<u>第87号(A)</u>	<u>徵収猶予の延長許可通知書</u>	<u>第86号</u>	<u>徵収猶予決定通知書(A)(B)</u>	<u>第43条</u>
<u>第87号(B)</u>	<u>徵収猶予の延長不許可通知書</u>	<u>第87号</u>	<u>徵収猶予期間延長決定通知書(A)(B)</u>	<u>第43条</u>
省 略		省 略		
<u>第90号</u>	<u>換価の猶予通知書</u>	<u>第90号</u>	<u>換価猶予通知書</u>	<u>第46条</u>

第90号の2	<u>換価の猶予延長通知書</u>	第46条	第90号の2	<u>換価猶予期間延長通知書</u>	第46条
第91号	<u>換価の猶予申請書</u>	第46条の2	第91号	<u>換価猶予申請書</u>	第46条の2
第91号の2	<u>換価の猶予期間延長申請書</u>	第46条の2	第91号の2	<u>換価猶予期間延長申請書</u>	第46条の2
第91号の3 (A)	<u>換価の猶予通知書</u>	第46条の3	第91号の3	<u>換価猶予決定通知書 (A) (B)</u>	第46条の3
第91号の3 (B)	<u>換価の猶予の不許可通知書</u>	第46条の3	第91号の4	<u>換価猶予期間延長決定通知書 (A) (B)</u>	第46条の3
第91号の4 (A)	<u>換価の猶予延長通知書</u>	第46条の3	第92号	<u>換価猶予取消通知書</u>	第47条
第91号の4 (B)	<u>換価の猶予延長不許可通知書</u>	第46条の3	第93号	<u>滞納処分の停止通知書</u>	第48条
第92号	<u>換価の猶予取消通知書</u>	第47条	第94号の1	<u>滞納処分停止取消通知書</u>	第48条
第93号	<u>滞納処分の停止通知書</u>	第48条	省 略		
第94号の1	<u>滞納処分の停止取消通知書</u>	第48条	第102号	<u>保全差押解除通知書</u>	第53条
省 略			第103号	<u>地方税法第16条の4の規定による交付要求書</u>	第53条
<u>第102号</u>	<u>削除</u>		<u>第104号の1</u>	<u>地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書</u>	第53条
<u>第103号</u>	<u>削除</u>		<u>第104号の2</u>	<u>地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書</u>	第53条
<u>第104号</u>	<u>削除</u>		<u>第105号</u>	<u>市税の払戻(振替)通知書</u>	第54条
			省 略		
<u>第105号</u>	<u>削除</u>		<u>第109号</u>	<u>市税の払戻金請求書</u>	第54条
省 略			省 略		
<u>第109号</u>	<u>削除</u>		<u>第115号</u>	<u>延滞金減免決定通知書</u>	第58条
省 略			省 略		
<u>第115号 (A)</u>	<u>延滞金減免許可決定通知書</u>	第58条			
<u>第115号 (B)</u>	<u>延滞金減免不許可決定通知書</u>	第58条			
省 略					

第14号様式 (A) を次のように改める。

第14号様式 削除

第14号様式（B）及び第14号様式（C）を削る。

第17号様式の3を次のように改める。

第17号様式の3 削除

第18号様式（A）及び第18号様式（B）を削り、第18号様式（C）を第18号様式とする。

第20号様式を次のように改める。

第20号様式 削除

第20号様式の2を削る。

第25号様式を次のように改める。

第25号様式 削除

第31号様式の2（A）を次のように改める。

第31号様式の2 削除

第31号様式の2（B）及び第31号様式の2（C）を削る。

第37号様式の2（A）及び第37号様式の2（B）を次のように改める。

第37号様式の2 (A) (第21条)

土地評価調書

第37号様式の2 (B) (第21条)

家屋評価調書

第3 7号様式の2 (C) を削る。

第4 7号様式の1を第4 7号様式とし、第4 7号様式の2を削る。

第5 1号様式を次のように改める。

第5 1号様式 削除

第6 2号様式 (A) を次のように改める。

第6 2号様式 削除

第6 2号様式 (B) を削る。

第6 3号様式 (A) を次のように改める。

第6 3号様式 削除

第6 3号様式 (B) を削る。

第6 5号様式を次のように改める。

第6 5号様式 削除

第6 7号様式を次のように改める。

第6 7号様式 削除

第6 7号様式の2を削る。

第6 8号様式を次のように改める。

第68号様式(表)(第33条)

東京都 府中市		個人市民税 個人都民税							
領収証書 公									
口座番号	加入者名								
東京都府中市会計管理者									
年月分	指定番号								
給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	万	千	百	十	円	
退職所得分									
延滞金									
合計額									
納期限	年月日								
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地									
氏名又は 名称 様									
上記のとおり領収しました。		領 收 日 付 印							
(納入者保管)									

東京都 府中市		個人市民税 個人都民税						
納入書 公 (原符)								
府中市コード	振替の請求に使用する欄 払戻口座番号 払戻請求人印							
口座番号	加入者名							
東京都府中市会計管理者								
年月分	指定番号							
給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	万	千	百	十	円
退職所得分								
延滞金								
合計額								
納期限	年月日							
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地								
氏名又は 名称								
上記のとおり納入します。 ※	領 收 日 付 印							
日計	口							
	円							
※印は郵便局において使用する欄です。								
(金融機関又は郵便局保管)								

東京都 府中市		個人市民税 個人都民税						
納入済通知書 公 632								
府中市コード								
口座番号	加入者名							
東京都府中市会計管理者								
年月分	指定番号							
給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	万	千	百	十	円
退職所得分								
延滞金								
合計額								
納期限	年月日							
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地								
氏名又は 名称								
取りまとめ店	領 收 日 付 印							
(〒 ー ー)								
上記のとおり通知します。 (取りまとめ店)								
(受付店 → → 市保管) 府中市								

第68号様式（裏）（第33条）

市民税	都民税	納入申告書	
府中市長		(受付印)	
年月日提出			
年月分		人員	人
退職手当等支払 金額(貴社分)	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
退職手当等支払 金額(他社分)			
特別徴 収税額	市民税		
	都民税		
※お手数ながらご記入願います。			
請願した日(西暦) 1月1日現在の住所		府中市	
氏名			勤続 年数
支払金額	円		
特別徴収	市民税	円	
税額	都民税	円	
(特別徴収義務者) 住所又は 所在地			
氏名又は 名稱			
法人番号又 は個人番号			

第71号様式を次のように改める。

第71号様式 削除

第75号様式 (C) 中

「

人員	内訳					件 数
	土地・家屋	土地	家	屋	償却資産	

」

を

「

義務者数	内訳			件 数
	土 地	家 屋	償却資産	

」

に改める。

第76号様式を次のように改める。

第76号様式 削除

第79号様式を次のように改める。

第79号様式 削除

第83号様式及び第84号様式を次のように改める。

徵收猶予申請書

府中市長

地方税法第15条の規定により下記のとおり徵收猶予の申請をします。

申請年月日			
申請者	住所 所在地	電話番号	携帯電話
	氏名 名称		
徵收猶予を 受けようと する金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり		
	合 計（法律による金額）		
該当条項			
徵收猶予を 必要とする 理由			
納付計画	別紙納付計画書のとおり		
猶予期間			
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	
備考			
※整理欄	通信日付印		
	申請書番号		
	処理年月日		
添付する書類欄			

徴収猶予期間延長申請書

府中市長

地方税法第15条第5項の規定により、以下のとおり徴収の猶予期間の延長を申請します。

申請年月日			
申請者	住所 所在地	電話番号	携帯電話
	氏名 名称		
延長を受け ようとする 金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり		
	合 計（法律による金額）		
該当条項			
猶予期間内 に、納付 (納入)す ることがで きないやむ を得ない理 由			
納 付 計 画	別紙納付計画書のとおり		
延長期間			
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	
備考			
※ 整理 欄	通信日付印		
	申請書番号		
	処理年月日		
添付する書類欄			

第86号様式（A）から第87号様式（B）までを次のように改める。

第86号様式 (A) (第43条)

徵収猶予の許可通知書			
年 月 日			
府中市長			
<p>徵収猶予の申請について、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。つきましては、納付計画を確實に履行してください。</p>			
滞納者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
猶予金額	別紙明細のとおり		
	合計(法律による金額)		
	滞納処分費		
申請日			
猶予期間			
納付計画	別紙納付計画書のとおり		
	合計		
該当条項		猶予事由	
猶予事由詳細			
担保			
備考			

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市長に対して府中市を訴える者は府中市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴えを提起することができます。
ア、審査請求があつた日から3か月を経過しても、裁決がないとき。
イ、処分の執行又は手続の施行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ、その他裁決を経ないとつき正當な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第86号様式 (B) (第43条)

徴収猶予の不許可通知書		
徴収猶予の申請について、下記のとおり不許可としましたので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
申請額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合計(法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日	年 月 日	
不許可理由		
備考		

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第87号様式 (A) (第43条)

徵収猶予の延長許可通知書

年 月 日

府中市長

徵収猶予の申請について、下記のとおり許可しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。つきましては、納付計画を確實に履行してください。

滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
猶予金額	別紙明細のとおり	
	合計(法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日		
当初猶予期間		
猶予延長期間		
納付計画	別紙納付計画書のとおり	
該当条項		
担保		
備考		

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
イ 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を経ないとつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第87号様式 (B) (第43条)

徴収猶予の延長不許可通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>徴収猶予の申請について、下記のとおり不許可としましたので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。</p>		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	猶予金額	別紙明細のとおり
	合計 (法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日		
不許可理由		
備考		

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにべき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- (なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第89号様式から第94号様式の1までを次のように改める。

第89号様式 (第45条)

徴収猶予取消通知書	
年 月 日	
府中市長	
下記のとおり徴収猶予を取り消しましたので、地方税法15条の3第3項の規定により通知します。つきましては、取消しに係る未納の市税等を直ちに納付してください。	
滞納者	住所(所在地)
	氏名(名称)
	猶予金額
別紙明細のとおり	
合計(法律による金額)	
滞納処分費	
徴収猶予決定日	
徴収猶予取消日	
取消事由	
備考	

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないとつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第90号様式 (第46条)

換価の猶予通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>下記のとおり換価の猶予をしますので、地方税法第15条の5の2第3項の規定により通知します。つきましては、納付計画を確実に履行してください。</p>		
滞 納 者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
猶 予 金 額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合 計 (法律による金額)	
	滞納処分費	
猶 予 期 間		
納 付 計 画	別紙納付計画書のとおり	
	合 計	
該 当 条 項		
担		
保		
備考		

第90号様式の2 (第46条)

換価の猶予延長通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>下記のとおり換価の猶予をしますので、地方税法15条の5の2第3項の規定により通知します。納付計画通りに納付いただけない場合は、猶予を取消し、滞納処分をすることになります。</p>		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
猶予金額	合計(法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日		
当初猶予期間		
猶予延長期間		
納付計画		
該当条項		
担保		
備考		

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、府中市長に対して審査請求をることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについて、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、府中市を管轄する地方裁判所に訴えを提起する者は府中市長となります。)、提起することができます。
(なお、次にいづれかに該当する場合は、この訴えを提起することができます。
ア、審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
イ、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ、その他裁決を経ない、とにつき正当な理由があるとき。)
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

換価の猶予申請書

府中市長

地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請年月日			
申請者	住所所在地	電話番号	携帯電話
	氏名 名称		
換価の猶予を受けようとする金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり		
	合 計（法律による金額）		
	滞納処分費		
該当条項			
徴収金を一時に納付（納入）することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細			
納付計画	別紙納付計画書のとおり		
猶 予 期 间			
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	
備考			
※整理欄	通信日付印		
	申請書番号		
	処理年月日		
添付する書類欄			

換価の猶予期間延長申請書

府中市長

地方税法第15条の6第3項の規定により、以下のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申請年月日	年 月 日				
申請者	住所 所在地	電話番号	携帯電話		
	氏名 名称				
延長を受ける ようとする 金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり				
	合 計 (法律による金額)			円	
	滞納処分費				
該当条項					
猶予期間内 に、納付 (納入)す ることがで きないやむ を得ない理 由					
納付 計画	別紙納付計画書のとおり				
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間				
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は			
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情			
備考					
※ 整理 欄	通信日付印				
	申請書番号				
	処理年月日				
添付する書類欄					

第91号様式の3 (A) (第46条の3)

換価の猶予通知書			
年 月 日			
府中市長			
下記のとおり換価の猶予をしますので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。つきましては、納付計画を確実に履行してください。			
滞納者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
猶予金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり		
	合 計 (法律による金額)		
	滞納処分費		
申 請 日			
猶 予 期 間			
納付計画	別紙納付計画書のとおり		
	合 計		
該当条項		猶予事由	
猶予事由詳細			
担保			
備考			

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
イ 処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他、法を踏み越ないとしてべき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)及び(2)の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第91号様式の3 (B) (第46条の3)

換価の猶予の不許可通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>換価の猶予の申請について、下記のとおり不許可としましたので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p>		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
申請額	別紙明細のとおり	
	合計(法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日		
不許可理由		
備考		

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第91号様式の4 (A) (第46条の3)

換価の猶予延長通知書		
年 月 日		
府中市長		
下記のとおり換価の猶予をしますので、地方税法15条の6の2第3項の規定により通知します。納付計画通りに納付いただけない場合は、猶予を取消し、滞納処分をすることになります。		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
猶予金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合計(法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日		
当初猶予期間		
猶予延長期間		
納付計画		
該当条項		
担保		
備考		

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を終了後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この訴えを終了後に提起することができます。
審査請求があつた日から3か月を経過してから提起しないとき。
イ 処分の執行又は手続の終了により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を終らないときにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第91号様式の4 (B) (第46条の3)

換価の猶予延長不許可通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>換価の猶予の申請について、下記のとおり不許可としましたので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p>		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
猶予金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合計(法律による金額)	
	滞納処分費	
申請日		
不許可理由		
備考		

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第92号様式（第47条）

換価の猶予取消通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>下記の決定日付で換価の猶予をした滞納金額について、次のとおり換価の猶予を取り消しましたので通知します。</p>		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
猶予金額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合計 (法律による金額)	
	滞納処分費	
換価の猶予決定日		
換価の猶予取消日		
取消事由		
備考		

ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告とする訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を終ずずに訴訟を提起することができます。
審査請求があった日から3ヶ月を超過してしまったとき。
イ 処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を終ないことにづき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり。また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第93号様式 (第48条)

滞納処分の停止取消通知書		
年 月 日		
府中市長		
年 月 日付けで滞納処分の執行を停止した市税等について、下記のとおり 滞納処分の執行の停止を取り消しましたので、直ちに滞納市税等を納付してください。 (地方税法第15条の8第2項の規定による通知書)		
滞 納 者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
滞 納 金 額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合 計 (法律による金額)	
	滞納処分費	
取消日		
取 消 事 由		
備 考		

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第94号様式の1 (第48条)

滞納処分の停止取消通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>年 月 日付けで滞納処分の執行を停止した市税等について、下記のとおり 滞納処分の執行の停止を取り消しましたので、直ちに滞納市税等を納付してください。 (地方税法第15条の8第2項の規定による通知書)</p>		
滞 納 者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
滞 納 金 額	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	合 計 (法律による金額)	
	滞納処分費	
取消日		
取 消 事 由		
備 考		

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を確定後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、(府中市を被告として)訴訟において、府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他法を経ないで提起すべき正當な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間を超過する場合、この処分があつた日の翌日から起算して1年を超過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を超過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正當な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を超過した日であっても審査請求をすると処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第96号様式を次のように改める。

第96号様式(第50条)

年 月 日

府中市長

担保提供者 住所(所在地)

(納付者)

氏名(名称)

担保提供書

徴収(換価)猶予に係る市税等の納付担保として、下記のとおり提供します。

記

徴収(換価)猶予に係る市税等金額	別紙明細のとおり
担保内容の表示	

徴収(換価)猶予に係る市税等の納付担保として上記のとおり提供を承諾します。

年 月 日 担保物権所有者 住所(所在地)

氏名(名称)

第100号様式を次のように改める。

第100号様式 (第52条)

担保解除通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>担保提供書により提供のあった担保について、下記のとおり担保解除したので、通知します。</p>		
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	別紙明細のとおり	
滞納金額	合 計 (法律による金額)	
	滞納処分費 (法律による金額)	
解除した担保財産等		
備考		

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴えを提起することができます。
 ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ウ その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
 (なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第102号様式から第104号様式の1までを次のように改める。

第102号様式 削除

第103号様式 削除

第104号様式 削除

第104号様式の2を削る。

第105号様式を次のように改める。

第105号様式 削除

第109号様式を次のように改める。

第109号様式 削除

第114号様式及び第115号様式を次のように改める。

延滞金減免申請書

府中市長

次のとおり、市税等に係る延滞金の減免を受けたいので、証明する書類を添付して申請します。

申請年月日			
申請者	住所 所在地	電話番号	携帯電話
	氏名 名称		
滞納者	住所 所在地	電話番号	携帯電話
	氏名 名称		
滞納金額明細		別紙明細のとおり	
		合計（法律による金額）	
減免を受けようとする理由			
備考			

第115号様式 (A) (第58条)

延滞金減免許可決定通知書		
年 月 日		
府中市長		
<p>年 月 日付けで申請のあった市税等に係る延滞金の減免については、次のとおり 減免することに決定したので通知します。</p>		
申請者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
滞納者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
対象明細	※明細については、別紙滞納明細のとおり	
	当初延滞金額	
	減免額	
	減免後の滞納額合計	
決定事由		
備考		

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を終ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分の執行又は手続の執行により生ずる差し押さえを避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を終ないとつき正当事由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

第115号様式（B）（第58条）

延滞金減免不許可決定通知書	
年 月 日	
府中市長	
年 月 日付けで申請のあった市税等に係る延滞金の減免については、次のとおり減免しないことに決定したので通知します。	
申請者	住所(所在地)
	氏名(名称)
滞納者	住所(所在地)
	氏名(名称)
対象明細	※明細については、別紙滞納明細のとおり
	当初延滞金額
	減免額
	減免後の滞納額合計
決定事由	
備考	

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求することができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、提起することができます。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことに付ける正当な理由があるとき。
- (3) ただし、(1)か(2)の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、(1)か(2)の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。(なお、(2)イ又はウに該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する地方税法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市市税条例施行規則の規定は、令和7年11月25日から適用する。